

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会

電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第21回）

議事録

日時：令和4年5月19日（木曜日）13：00～14：00

場所：オンライン会議

**議題**

- ・整合規格案の確認について

**議事内容**

○事務局（神沢） 事務局の経済産業省の製品安全課の神沢と申します。

御参集ありがとうございます。それでは、ただ今から、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会の第21回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。委員の皆様方には、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。以後の議事進行につきましては、三木座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○三木座長 皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。それでは、まず、議事に入る前に、事務局より、委員の出欠の確認をお願いいたします。

○事務局（神沢） 本日は、オンライン会議での開催をしており、委員の方々にはオンラインにて御出席いただいておりますので、音声・接続確認を兼ねまして、委員お一人ずつ御所属とお名前を順番におっしゃっていただきたいと存じます。なお、御発言いただく際は、Teamsのマイク機能をONにさせていただいてから御発言をお願いいたします。発言が終わりましたらミュートに戻していただけますと幸いです。それでは、まず、青柳委員です。よろしくお願いいたします。

○青柳委員 青柳でございます。日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会環境委員会に所属しております。本日、よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、氏田委員です。よろしくお願いいたします。

○氏田委員 JEMAから出席しています氏田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、太田委員ですが、日暮委員から交代しておりまして、今回から本ワーキンググループの審議に御参画いただくことになりました。よろしく申し上げます。

○太田委員 電子情報技術産業協会（JEITA）製品安全運営委員会から参加しています太田です。所属は、日立製作所でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、梶屋委員です。よろしく申し上げます。

○梶屋委員 ありがとうございます。皆さん、お世話になります。IECEEの国内審議委員会の委員長を務めさせていただいています梶屋と申します。所属は、一般社団法人セーフティグローバル推進機構の理事をやっております。今日は、よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、加藤委員です。よろしく申し上げます。

○加藤委員 電気安全環境研究所の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、熊田委員です。よろしく申し上げます。

○熊田委員 東大の熊田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、多氣委員になりますが、本日は御都合が合わず欠席でございます。次に、松本委員です。よろしくお願いいたします。

○松本委員 製品評価技術基盤機構（N I T E）製品安全センターの松本です。委員名簿のほうでは前事故調査課となっておりますけれども、5月15日付で大阪の事故調査統括課に異動となっております。よろしくお願いいたします。.

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、三浦委員です。よろしくお願いいたします。

○三浦委員 こんにちは。消費生活コンサルタントの三浦です。よろしく申し上げます。

○事務局（神沢） ありがとうございます。次に、持丸委員です。よろしくお願いいたします。

○持丸委員 産総研の持丸でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。最後に、渡邊委員ですが、本日は御都合が合わず欠席でございます。以上、12名中10名の委員に御出席いただいております。

○三木座長 欠席が2名ということですので、出席者が過半数を超えております。定足

数に達しておりますので、本日のワーキングが成立することを確認いたします。

それでは、次に、配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○事務局（神沢） 配付資料につきましては、議事次第に記載してございますとおりで、資料1「ワーキンググループ委員名簿」、資料2「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正について」、資料3「改正通達案（別表第十二）」、資料4「技術基準との整合確認書」になってございます。

事前にお送りしております資料に不足や不備等はありませんでしょうか。なお、資料は、Teamsのこの画面にて表示する考えではございますが、見えづらいようであれば、お手元の資料を御覧いただきますようお願いいたします。

○三木座長 ありがとうございます。それでは、早速議事に入りたいと思います。

前回、2月に行いました第20回ワーキングでは、4規格のJIS等について御確認いただき、4月1日付で原案どおりに改正を行い、適用されております。

本日は、8規格のJISについて、技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。まず、今回審議いたします整合規格案の概要につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。それでは、今回、整合規格として御確認いただきたい規格の概要について説明させていただきます。

お手元の資料2及び資料3を御覧ください。今回、整合規格として御確認いただきたい規格の概要について、資料2及び資料3を用いて御説明させていただきます。

まず、資料2を御覧ください。資料タイトルが「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正について」のものでございます。

まず、1. 概要でございますけれども、電気用品の技術上の基準を定める省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものといたしまして、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」という通達を定めてございます。この解釈通達の別表第十二におきまして、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示してございます。

本日は、迅速に最近の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行うものとなっております。

続きまして、2. でございますけれども、改正の内容といたしまして、国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際統合化を図るよ

う現行規格を改正するという改正方針の下、今回は、(2)に書いてございます改正する規格の数が8規格ございまして、その内訳としまして、表の①「採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるもの」といたしまして8基準でございます。

なお、(3)に記載しておりますとおり、猶予期間経過により削除する規格の数が16規格でございます。

3. 今後のスケジュールとしましては、本日の審議終了後、速やかに30日間のパブリックコメントを行いまして、改正の時期ですけれども、本年8月以降を予定いたしてございます。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS規格によることができるものとして、猶予期間の設定を設けたいと考えております。

次のページには、別添1としまして、整合規格（案）の一覧表をつけさせていただいております。

その次の3ページ目以降、別添2としまして、各規格の概要を記載しております。後ほど、各規格の整合確認書と併せて御説明させていただきますので、今ここでの説明は割愛させていただきますまして、資料2の御説明は以上でございます。

続きまして、資料3を御覧ください。資料3といたしまして、「別表第十二 国際規格等に準拠した基準（案）」でございます。本日の審議内容が予定どおり改正された場合の別表第十二の仕上がり案でございます。今回追加する箇所には水色の網かけ、猶予期間が過ぎて削除する箇所には灰色の網かけをしております。

具体的には、今回追加する箇所は、3ページ目の1規格、J60335-2-2に関するもの、8ページ目の1規格、J60598-1に関するもの、14ページ目の2規格、J61058-2-1とJ61347-1に関するもの、16ページ目の2規格、J62841-2-8とJ62841-2-9に関するもの、17ページ目の2規格、J62841-2-11とJ62841-3-10に関するものになっておりまして、これら規格に既に対応されております古い規格につきましては、先ほど御説明しましたとおり、改正から3年間は、なお従前の例によるとしまして猶予期間を設けております。

続いて、猶予期間が過ぎまして削除する箇所になりますが、ページをお戻りいただきまして、2ページ目の2規格、J60309-1とJ60320-2-2、4ページ目の4規格、J60335-2-21、J60335-2-25、J60335-2-31、J60335-2-35、続きまして、7ページ目の2規格、J60335-2-80、J60335-2-90、9ページ目の1規格、J60669-2-1、10ページ目の2規格、J60730-2-6、J60730-2-7、12ページ目の1規格、J60838-1、14ページ目の1規格、J61242、15ページ目の3規格、J61386-21、J61386-22、J61386-23の全16か所になります。資料3の御説明につき

ましては以上でございます。

○三木座長　　ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、続きまして、技術基準との整合確認書の審議に入ります。

資料2の別添1の一覧表に沿って、いつものように、上から順番に事務局から論点説明の後、質疑応答いただくというふうに進めてまいります。では、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（馬場）　それでは、まず、1番目の規格に関して説明させていただきます。1番目のJIS C 9335-2-2:2021「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-2部：真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項」について説明させていただきます。

まず、この規格の概要ですが、資料2別添2の1ページ目を御覧ください。

この規格は、定格電圧が250V以下の家庭用及びこれに類する目的（ペットの毛を手入れする機器を含む。）で使用する電気掃除機及び吸水式掃除機の安全性について規定します。電気用品名は、電気掃除機、その他の電気吸じん機等が適用範囲となっています。

次に、主な改正内容ですが、併読する通則JIS C 9335-1:2014への対応を図るとともに、対応国際規格であるIEC 60335-2-2の最新版の内容を反映するため、該当する箇条に、バッテリー駆動式掃除機の要求事項の追加を行い、また、別の該当する箇条に、除灰吸引クリーナの要求事項を追加するなどをしました。

続いて、整合確認書ですが、資料4-1を御覧ください。非該当部分を中心に説明させていただきます。

まず、非該当部分としましては、13ページ目以降の第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示の部分となります。電気掃除機等は、長期使用製品安全表示の対象ではないため、非該当となっております。

今、御説明しました非該当部分以外につきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては、省令で求めている電気用品安全法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単ですが、当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長　　ただいまの説明及び整合確認書につきまして、御意見ございますでしょうか。特にございませんか。それでは、次の説明をお願いいたします。

○事務局（馬場）　では、次に、2番目のJIS C 8105-1「照明器具－第1部：安全性要求事項通則」について説明させていただきます。

まず、この規格の概要ですが、資料2別添2を御覧ください。

この規格は、電気光源（例えば白熱電球、蛍光灯、その他の放電ランプ、LED光源などの電子発光体）を用いる照明器具であって、電源電圧が1000V以下で使用するものに適用します。この規格は、照明器具の分類、表示、機械的構造、電氣的構造及び光生物学的安全性に関する要求事項及び関連する試験について規定します。

電気用品名としましては、電気スタンド、エル・イー・ディー・電灯器具が適用範囲となっています。

次に、主な改正内容ですが、対応国際規格であるIEC 60598-1の最新版の内容を反映するため、絶縁協調の規格IEC 60664規格群に合わせて、第11章（沿面距離及び空間距離）の全面改定などを実施しました。

続きまして、整合確認書ですが、資料4-2を御覧ください。非該当部分を中心に説明させていただきます。

最初に、10ページ目を御覧ください。第十五条の箇所になります。始動、再始動及び停止による危害の防止の部分となりますが、照明器具は、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるようなおそれがないため、非該当とさせていただきます。

次に、13ページ目以降の第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示の部分となります。照明器具は、長期使用製品安全表示制度の対象ではないため、非該当とさせていただきます。今、説明しました非該当部分以外につきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては、省令で求めている電気用品安全法の技術基準には適合していると判断させていただきました。簡単ですが、当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長　　ただいまの説明及び整合確認書につきまして、何か御意見ございますでしょうか。それでは、次に参りたいと思います。次の説明をお願いいたします。

○事務局（馬場）　　続きまして、3番目の規格、JIS C 4526-2-1「機器用スイッチ 第2-1部：コードスイッチの個別要求事項」について説明させていただきます。

まず、規格の概要ですが、資料2別添2を御覧ください。

この規格は、JIS C 4526-1:2020に規定する機器用スイッチのうち、定格電圧が250V以下、定格電流が16A以下で、家庭用又はこれに類する用途の電気機器及び他の装置の操作又は制御に使用し、手、足又は他の人の動きによって作動する機械式又は電子式のコードスイッチについて規定しております。

電気用品名としましては、中間スイッチ、ペンダントスイッチ、その他の点滅器が適用範囲となっています。

次に、主な改正内容ですが、併読するJIS C 4526-1への対応を図るとともに、対応国際規格であるIEC 61058-2-1の最新版の内容を反映するため、以下に挙げる点等に関して改正を行いました。

1つ目としましては、箇条5（試験に関する一般情報）において、コード非交換形スイッチに係る試験に特別な試料を用意してもよい旨の記載を削除しました。

次、2番目としまして、箇条11（端子及び端子部）において、コード交換形スイッチには11.1.2（コード張力除去性能）を適用しない旨の記載を削除し100V以下から1000V以下に変更しました。

2番目として、箇条15（構造）において、異なる電気回路間及び可触部に対して適切に絶縁しなければならない旨の規定を追加しました。

3番目として、箇条16（沿面距離及び空間距離）を全面改訂し、沿面距離及び空間距離の項目、並びに30kHzを超える周波数を含む動作電圧に対する最小沿面距離と最小空間距離の規定を追加しました。

続きまして、整合確認書ですが、資料4-4を御覧ください。非該当部分を中心に説明させていただきます。

最初に、11ページ目の第十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止の部分となりますが、一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が発生しないため、非該当とさせていただきます。

続きまして、12ページ目から13ページ目、第十五条、始動、再始動及び停止による危害の防止の部分となりますが、ランプ制御装置類は、不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがないことから、非該当とさせていただきました。

続きまして、13ページ目から14ページ目、第十七条、電磁的妨害による耐性の部分となりますが、一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当とさせていただきます。

最後に、15ページ目以降のところとなります第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示の部分となりますが、ランプ制御装置類は、長期使用製品安全表示制度の対象ではないため、非該当となっております。

今、御説明しました非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に

該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては、省令で求めている電気用品安全法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単ですが、当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。御意見ございますでしょうか。それでは、次の説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） 続きまして、5番目の整合規格案でございます。JIS C 62841-2-8:2021「手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第2-8部：手持形シャー及びニブラの個別要求事項」ということでございます。

この5番目の規格から、最後、8番目の規格までの4規格につきましては、こういった電動工具の技術基準として採用するという案でございます。

適用範囲につきましては、4規格、いずれも同じなのですけれども、定格電圧が単相の交流又は直流の場合は250V以下、三相の交流の場合は480V以下であって、定格入力3,700W以下の電動モータ駆動又は磁気駆動の電動工具ということでございます。

シャーやニブラなど、あまり聞き慣れない用語でございますが、いずれも鉄板やアルミ板などの金属板を加工するときに、主に切断するときに使うものでございまして、シャーというのは、剪断する力、原理的にははさみと同じなのですけれども、普通、我々が想定するはさみとは違って、刃の長さがごく短いものを、電動力によって高速で動かして、硬い金属板などを切断するというものでございます。

ニブラのほうですけれども、これは打ち抜きする刃が先っぽについていまして、少しずつ打ち抜いていくことで金属板等を加工するというものでございます。

規格の概要はこんなところでございまして、改正内容ですけれども、従来、そういった手持形工具、可搬形工具、園芸系の電動工具につきましては、それぞれ別系統になっておりまして、参照する通則規格は別々であったのですが、最近の製品の発展からして、この3分野については非常に類似点が多いということございまして、IECのほうで、こういった3分野の電動工具に関する安全通則がIEC 62841-1に統合されました。これに伴いまして、対応するJISにつきましても、JIS C 62841-1、手持形、可搬形、芝生用・庭園用電動工具の安全性の通則ということで第1部が発行されております。これに伴いまして、個別JISにおいて引用する通則規格を、新しくできました通則でありますところのJIS C 62841-1:2020に改めるという改正を行ったものでございます。

規格の概要は以上でございますけれども、続きまして、資料4-5、整合確認書を御覧く

ださい。いつもどおり、非該当とした部分についてのみ説明させていただきます。

資料4-5、12ページを開いてください。そこの最後の技術基準省令第二十条の非該当部分でございますけれども、第二十条に掲げられている品目には当該電動工具は該当いたしませんので、この項目につきましては非該当と判断させていただきました。

それ以外のものにつきましては、対応する技術基準省令に適合する要求事項がJIS規格内に制定されておったということでございまして、したがって、このJIS C 62841-2-8につきまして、整合規格として採用することは適切であると判断いたしましたものでございます。簡単ですが、以上でございます。

○三木座長 　ただいまの説明及び整合確認書につきまして、何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に参りたいと思います。次の説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） 　次、6番目、JIS C 62841-2-9でございます。同じ電動工具でございますけれども、今度は手持形タッパ及びスレッダの個別要求事項でございます。あまり聞き慣れない用語かもしれませんが、いずれもねじを立てる工具ということでございます。

適用範囲は、同じく、定格電圧が単相の交流又は直流の場合は250V以下、三相の交流の場合は480V以下、定格入力3,700W以下の電動工具について適用するものでございます。

主な改正内容につきましては、先ほども御説明させていただきましたように、通則規格が統合されたことに伴う変更でございます。

整合確認書のほうでございますけれども、資料4-6を御覧ください。11ページになります。これも先ほどと同様、長期使用製品安全表示制度に基づく第二十条の品目には電動工具は掲げられておりませんので、この項目につきましては、非該当が適当と判断させていただきました。その他の項目につきましては、技術基準省令に対応して適合していると判断いたしました。以上より、当該規格は、整合規格として採用してよいと判断させていただきました。簡単ですが、以上でございます。

○三木座長 　ありがとうございました。何か御意見ございますでしょうか。私から一つ。タッパというのは分かるのですが、スレッダというのはどういうものなのですか。

○事務局（遠藤） 　いろいろ調べたのですが、「スレッダ」という製品は見つからず、スレッドミルという製品が多くて、タッパと同じで、ねじ切る製品です。それらの違いに関して詳細はわかりませんでした。

○三木座長 調べたのですけれども、ちょっと分からなかったものですから。ほかの委員の皆様、何かございますか。よろしいですか。それでは、次に参りたいと思います。次の説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） 続きまして、7番目、JIS C 62841-2-11ということで、電動のこぎりの中でも往復動を使うのこぎり、いわゆるジグソーの要求事項でございます。

適用範囲は、同様に、定格電圧が単相の交流又は直流の場合は250V以下、三相の交流の場合は480V以下、定格入力が3,700W以下の電動工具のうち、往復動のこぎりに適用するものでございます。

主な改正内容は、同様、通則が統合されたことに伴う改正でございます。

続きまして、整合確認書のほうでございますけれども、資料4-7の12ページを御覧ください。先ほどと同様、第二十条には電動工具は採用されておりませんので、非該当と判断させていただきました。その他の項目につきましては、技術基準省令に対応する要求事項を個別JISのほうで定めておりますので、技術基準省令との整合性はあると判断させていただきました。以上より、当該規格につきまして、整合規格として採用させていただきたいと考えます。簡単ですが、以上です。

○三木座長 ありがとうございます。何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、早くも最後になってしまいましたけれども、次の説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） 続きまして、8番目、JIS C 62841-3-10ということでございます。前の3規格は手持形だったのですが、今度の場合は可搬形ということで、もう少し大きくて重たい。持とうと思えば持てるけれども、とてもではないけれども、手持ちはできないという類いの工具の分類でございます。

適用範囲につきましては、先ほどの3規格と同様、定格電圧が単相の交流又は直流の場合は250V以下、三相の交流の場合は480V以下、定格入力3,700W以下の電動工具であるところの可搬形切断機について規定するものでございます。

一つ前の規格、ジグソーの場合は、往復動を利用したのこぎりだったのですけれども、今度は回転運動を利用して、のこぎり刃を回転させて切断するというタイプのものの規格でございます。主な改正内容は、先ほどの3規格と同様、通則が統合されたことに伴う改正でございます。

整合確認書につきましては、資料4-8を御覧ください。12ページでございます。

先ほどと同様、長期使用製品安全表示制度の品目には電動工具は挙げられておりませんので、この項目につきましてのみ非該当とさせていただきます、その他の項目につきましては、技術基準省令の規制に対応する要求事項を当該JISのほうで規定しておりますので、電安法の技術基準と整合性が確認できると判断させていただきました。

以上より、この規格、JIS C 62841-3-10につきまして、整合規格として採用することが適切と判断されます。簡単ですが、以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。何か御意見ございますでしょうか。特にございませんか。それでは、今回提出のありました整合規格案につきましては、審査基準に適合しており、整合規格として妥当と判断できますので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思います。

今回は、委員の皆様からはコメントは特にございませんでした。

本日本日予定の議題につきましては以上ですけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事務局から何か御連絡がありますでしょうか。

○事務局（神沢） 事務局でございます。本ワーキンググループは今回で21回目をむかえましたが、2014年に本ワーキンググループを設置した当初から審議に御参画いただいております三木座長と梶屋委員は今回が最後となっております。

三木座長におかれましては、これまで電気機器学・電動機制御の観点から、整合規格（案）の評価、御検討、御指摘いただくとともに、本ワーキンググループの座長として、委員の皆様方から意見を頂く中でも、円滑に議事を進行いただきました。

また、梶屋委員におかれましては、これまで国際電気標準会議（IEC）での審議状況やIEC規格との整合性の観点から、整合規格（案）の評価、御検討、御指摘いただきました。

多大なる御尽力・御貢献を頂きまして、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。よろしければ、三木座長と梶屋委員からお言葉を一言ずつ頂ければ幸いです。恐縮ですけれども、三木座長から一言、よろしく願いいたします。

○三木座長 2014年の1月に本ワーキンググループの一員となりました。その前に、ここにいらっしゃる遠藤さんから、本ワーキングの趣旨等について、詳細に御説明いただきました。それ以来、いつの間にか8年たってしまいましたけれども、この間、委員の皆様のお協力と事務局の皆様の手厚いサポートで何とかやっていくことができました。本当にありがとうございます。感謝しております。今後、このワーキングはまだ続くと思います。皆様のますますの御活躍を祈念いたしたいと思っております。本当にありがとうございました。

○事務局（神沢） ありがとうございます。続きまして、梶屋委員から一言、よろしく  
お願いいたします。

○梶屋委員 梶屋でございます。三木座長と同じ時期といいますか、2014年からずっと  
委員を務めさせていただきました。

特に私の場合は、IECの技術標準もさることながら、適合性評価、認証を長年やってお  
りまして、以前にも申し上げたかと思うのですが、国際会議の場で海外のメンバー  
から、日本に電気機器を輸出するにあたって、電安法が一つの大きな障害になると。特に、  
海外から、国際統合化がスピードの面で随分遅れているというクレームを従来、本当にた  
くさん頂いていたのですね。私はそのたびに、いや、実は、そういうことは国内でも十分  
に認識されていて、スピードアップすべく、国際的な統合化をどんどん進めていて、実は  
私もそのメンバーで、ちゃんと見させていたいただいているのだといったことをお話ししまし  
て、最近、そういう声がほとんど聞かれなくなったということは、国際的に見ても、こ  
のワーキンググループの活動が本当に意味あるものになってきたなど、8年間務めさせて  
いただいて痛感する次第です。

国際統合化ということは、ボーダーレスなトレードを推進する上で、今後も欠かせない  
部分であろうかと思っておりますので、今後の関係者の方々のより積極的な取組に期待したいと  
思います。本当に長い間、皆様、ありがとうございました。以上でございます。

○事務局（神沢） 梶屋委員、ありがとうございます。

それでは、次回のワーキンググループについてですが、9月に開催したいと考えてござ  
います。日程の詳細につきましては、後日、調整させていただき、連絡をさせていただきます  
しますので、皆様、よろしくお願いいたします。

○三木座長 それでは、以上をもちまして、第21回電気用品整合規格検討ワーキンググ  
ループを終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-1705

FAX：03-3501-6201